

第32回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成27年12月18日（金曜日） 午後1時30分から4時00分まで

第2 場所 ルビノ京都堀川

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、石川百合子、大原義盛、久保明彦、小林明音、坂口圭豊、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、長山剛久、新川達郎、真下仁志、水腰英樹、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市：向井祐輔（建設局建設企画部建設企画課企画調整係長）

福井 弘（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長）

京都府：川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

徳元真一（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）ほか

【一般傍聴 1名】

【報道機関 3社】

[午後 1時30分 開会]

1 開会

○徳元（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、第32回鴨川府民会議を始めさせていただきます。
本日は、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部の徳元でございます。どうぞ

よろしくお願いいいたします。

なお、本日は飯塚委員、小牧委員、富田委員、前田委員がご欠席でございます。また、川崎副座長、西野委員、久保委員、新川委員が少しおくれられておるようでございます。

次に、本日出席の行政メンバーでございますが、京都市廃棄物指導課課長の福井弘様、京都市建設局建設企画部の向井係長様、京都府京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。また、私徳元ほか関係職員が事務局として出席しておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日は、資料といたしましてこの府民会議の議事次第、出席者名簿、裏面が配席図になってございます。ほか、資料1から8まで、及びその他の資料ということで一番右上に「回収資料」とつけさせていただいているものをお配りしております。この回収資料につきましては著作権の関係等により非公開とさせていただいておりますので、会議後回収させていただきます。よろしくお願いいいたします。

何か資料の不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。会議の途中でも結構でございますので、もし不足等ございましたら事務局のほうにお申し付けいただきますようよろしくお願いいいたします。

それでは、金田先生、よろしくお願いいいたします。

2 議 事

○金田座長

それでは、早速始めさせていただきたいと思っております。先ほども話がありましたが、川崎先生、新川先生は間もなくお見えくださるものと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。西野さんもそうですね。始めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

(1) 公募メンバーからの意見発表について

○金田座長

それでは、本日の議事はそこに8件並んでおりますから、大変数が多いんでございませぬけれども、よろしくお願いいいたします。

まず、議事の1番目は、「公募メンバーからの意見発表について」でございます。前回からお願いしておりますように、これから毎回といいますか、全員一度にというわけにはいきませぬので分けて、公募メンバーのほうから意見をお伺いするという時間をと

らせていただきたいと思います。本日は3名の方をお願いしている次第ですが、大変恐縮ですけれども、お一人7分ほどという変な時間の設定で申しわけありませんけれども、お願いいたします。本日の資料1のところに、大原委員と小林委員と小牧委員のほうからいただいた概要が記載されております。これから大原委員と小林委員にお願いしますが、小牧委員のほうは本日欠席でございますので、かわりまして事務局のほうで代読をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず大原委員のほうからお願いしたいと思えます。

○大原

皆さん、こんにちは。50音順ということで私、最初に発表させていただきます大原です。お配りしている資料のとおりでございまして、これを読んでいただけたらと思います。

その中でかいつまんでいきますと、鴨川条例の基本理念の中にある歴史の継承、文化的価値などをうたわれているところについて、どんな歴史を継承すべきなのか、文化的価値とはどんなものなのか、それはどのぐらいの可能性があるのかということについて、一度議論をしてある程度ガイドラインといいますか、指針というのを大きく打ち出してみてもどうかというふうに感じております。治水とか工事の関しては5カ年計画とか3年計画とかというのがあると思うんですけども、この文化的事業とか文化面において文化の継承とか適正な利用の推進について、何年計画でここまでやろうとかというのが、あるのかもしれませんが、それをもっと明確に打ち出して広く府民に発信して問いかけていくということができないかなというふうに感じております。一度検討していただけたらと思います。

あと、私、近くに住んでいる公園の利用者という立場での意見になってしまうんですけども、昨今、観光客というのが大変ふえております。私も観光客のお世話をする仕事に携わっておりますので、中国の方が持ってらっしゃるガイドブックの中に鴨川の飛び石の写真っていうか、観光ポイントとして鴨川の飛び石っていう場所があります。それは、私の地元ですけども夷川とか荒神口とか、今出川もそうなんですけども。飛び石というのが観光地になっていて鴨川自体、昔から観光地で、祇園とか東山かいわいと川の西側の河原町のほうとを結構歩いて散策して、鴨川をチェックされるという観光客が非常に多い。

そんな中で、公園としてどういうふうにあるべきなのかなと、私ふだん考えておりま

す。そんな中で、開かれた公園である必要があると思います。常々、何でこここうなってるのかなってところが幾つかありまして、具体的に言いますと先斗町公園の裏側、どうして鴨川に抜けられないのかなとか。先斗町公園と四条の間に先斗町通からこっち側のところに、川のほうにお地藏さんがあって、道なんでしょうが広場なんでしょうが、そこからどうして鴨川に出られないのかなと。鴨川から見ると途中までは石段が積んであって、それは昔使ってた石段かなってというようなものがある。ああいったものを先斗町からも抜けられる、先斗町公園からも鴨川に抜けられるというようなこと、そんなに難しいことではないのじゃないかなというふうに素人としては見ておりまして。

で、以前、三条と四条の間が人口の割に、利用者の割に橋と橋の間が遠い、それで橋をかけようという話がありましたが、それはなくなった。でも、依然として利用者は多い、橋と橋との間は変わってない。そしたら、何でそこに飛び石を置かないのかなと。そしたら、六角通、蛸薬師通から先斗町公園を抜けて飛び石を抜ければ、祇園の整備された公園みたいに傘があって広場になってるところにずっと抜けていく。そしたら、観光地の京都としてはもっとスムーズに、開かれた公園を通して観光地と観光地が結ばれていく。そこににぎわいが生まれていく。そういったことができるんじゃないかなというふうに思ってますので、以上検討していただけたらと思います。

先斗町公園につきましてはこの間、舞台を組んだわけですけども、夏になるとあの通りは御存じのように川床ができますが、先斗町公園の裏にも先斗町公園自体が川床をつくって、そのまま両サイドの料理屋さんと並べてつくって、それを何かの事業に使うとか、公募した事業者に期間貸し出すとか、何かの啓蒙活動にだけ使わずとか、そういったことをしてもいいんじゃないかなと思ったりしてますので、検討していただけたらなと思います。

もう一つ、要望といいますか意見です。全ての鴨川を見たわけではないですけども、例えば松原ぐらいから今出川ぐらいまで、私ほとんど頭の中に入ってます。看板がたくさんあります。看板は、花火はいけないよ、車入ったらいけないよっていう規制する看板、それから美しくする会さんがやってらっしゃる、缶とかごみとか捨てないできれいな鴨川を残しましょうねっていう絵のかわいらしい看板があったりとか、ほかにもトンビが来ますからっていう注意を促す看板、いろいろあるんですけども、この看板が適材というんでしょうか、適所にあるかどうかというのをいつも考えるんですが、必ず橋とかから、橋のたもとから川に入られるわけですから、橋のたもとから川に入るところに。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

大原さん、1分前なんでまとめていただいたら。すいません。

○大原

利用者のアイポイントに向けて立ってるかどうかというのを、再度検討していただけたら。それと、看板がこうついてるんですが、裏面がついてない。ついてるやつがたまにあるんですけど、裏面も利用すればいい。裏面を利用するためには、こう向けじゃなくてこう置けばいい。そしたら、1本のポールで倍の告知力を持つ。で、どうしてそっち側に置くんだろう、どうしてここにごみ箱があってここに看板があるんだろう。ごみ箱の横にあれすれば、ここはきれいになるし。看板の一貫性がない。ここはこういうところにあるくせに、ここは入り口にある。できるだけ入り口に入る人——出る人にきれいにしろよって言っても——入る人に言うべきやというように思ってますんで、ぜひ検討ください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございます。

時間が十分にあるわけではないので申しわけございませんが、何かご質問がございましたら。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。検討課題を幾つかご指摘いただいております。

それでは、引き続きまして小林委員のほうにお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林

小林と申します。発表資料を用意しろと出して出たものが多過ぎると言われて、今1枚にまとめたんですが、発表は使っていいよって言われたので僭越ながらパワーポイントを使わせていただけることになりました。

最初に自己紹介なんですけれども、私はNPO法人京都景観フォーラムをやっております、大学で土木を学んで土木技士として10年ぐらい砂防ですとか道路とか河川の分野で活動しておりましたが、今は京都の景観・まちづくりを支援する専門家の育成ですとか、地域支援を行なうNPOの事務局を務めながら鴨川の景観を考えるプロジェクトを行なっています。

こういった私が鴨川に興味を抱いたきっかけというのが、2013年に七条にかかる七条

大橋が竣工100年を迎えるというときに、七条大橋の歴史と鴨川景観の変遷について調べたことにあります。そのときに3つ感じたことがあるんですけども、まずは七条大橋の景観的・構造的価値に気づいたということと、その次に、鴨川景観といってもエリアごとに川の沿岸の景観がどんどん違っていってるということに魅力を感じ、3つ目としてはそういう鴨川景観を構成するものがさまざまな管理者から成り、そういったものが強く景観に影響しているということに気づきました。

一方、鴨川の本当の顔というのはやっぱり人との暮らしの中であって、京都に暮らす方々にとっては実はすごく脅威に思える瞬間も多々あります。それでも、私は水と人との関係は日々の暮らしに密接にかかわるものですので、よい点、悪い点も含めて人との営みの結果が目に見えてあらわれるものが景観であると考えて活動しています。

そう考えたときに、鴨川をテーマに活動するときなんですけれども、私は自然と人との営みの調和ということをしごく頭に浮かべながら活動しています。土木の業界で河川にかかわる高橋先生という先生が書かれた『現代日本土木史』の中には、抜粋して読み上げますけれども、「土木のあらゆる技術活動は自然との共存、自然との調和が必須であるとともに、それが究極の目標であるといえる」というふうに、おっしゃっておられます。私はこれにすごく共感してまして、鴨川そのものはさまざまな要素が調和してあらゆるものを結ぶ空間の力を持っていると感じておりますので、そんな総合的な景観としての鴨川を次世代に引き継いでいくことが、現代の私たちの役割だと感じています。

そういった私の考えが根本にあった中で、今回この貴重な場で提案させていただけるとしたら、3つ考えてみました。1つ目は、やはり良好な鴨川景観とは何かを問い続ける場であってほしいと期待しています。景観フォーラムでも鴨川景観に関するアンケートを実施したことがあるんですけども、そのときに参加者の皆様からは、やはり鴨川だけではなく視界に入るあらゆるもの、建物や橋、遠景の山並みなども含めて一体的な景観として鴨川を楽しんでいるというところです。常に視点場を意識した景観のあり方をこの会議の中でも視点として持っていて、後世に引き継ぐのに最もふさわしい鴨川景観とは何なのかを念頭に置いた開発行為などを推進していただけるとうれしいなと思います。

2つ目なんですけれども、良好な鴨川景観を引き継ぐ意思そのものを広く発信してほしいと期待しています。これは京都府民向けと京都を訪れる方々向けの発信、二方向があると思っているんですけども、まず京都府民向けとしては、やはり鴨川を次世代に

引き継ぐ担い手として精神を引き継ぐようなところにつながる発信が行なわれればいいなと思ってます。鴨川で目に映るいろいろなものが心地よくて、さらにその心地よい景観をつくる背景にある歴史や文化をよく学んで敬っていくという精神を、京都府民向けの発信では重点的に行なっていただければなと思います。子供の教育ですとか体験などを通してということが、具体的にはあるかなと思います。

また、京都を訪れる方々向けには、恐らくそういった担い手である京都府民の活動への理解を、メインで発信していくことになるのではないかと思います。国際観光都市京都ですので、海外の方も視野に入れたような鴨川に特化したマップやガイドブック、自分で持って歩いても楽しいセルフガイドツールですとか、一緒に地元の人と歩いて楽しいツアーガイドの育成などが具体的には挙げられるのかなと思います。「四季の日」などの取り組みも盛んにされているということがわかりましたので、そういったところを広げながら、さまざまなターゲットに応じた切り口をふやしていくことができるのではないかと思います。

最後、会議の持ち方、改善するって書いちゃったんですけど、会議の持ち方を社会情勢なりその場に応じて進化させるということを期待したいと思います。今回、鴨川府民会議に参加させていただいて、これだけ鴨川に関係する利害関係者が同じテーブルに着いて自由に発言できるという、とても貴重な場であることを改めて私は感じています。また、こういった会を設けるということを条例に書き、何回も議論を重ねられた皆様のご意見を一つ一つきちんと受けとめながら、河川行政に努めてこられた京都府の職員の方々の労力にも感謝します。

だから、どちらがより大切という話ではなくて、局面ですとか議題によって誰が何を優先して決めるかということが未来をつくると思いますので、そのために必要な話ができる工夫がされている会議であるということが、この会議にとって最も重要なことだと考えています。会議の持ち方や工夫については、近年多くの手法なり方法が開発されていますので、これから継続されていく中でもそういった進化していく鴨川府民会議というものにまた期待していきたいと思っています。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

この府民会議自体の基本的なスタンスであるとか、それへの希望を寄せていただいた

と思います。何かご質問などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

引き続き、今度は小牧委員の意見発表ですが、本日ご欠席ですので代読をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○追矢(京都府建設交通部河川課管理担当主事)

河川課の追矢と申します。いつもお世話になっております。小牧委員の代読をさせていただきます。失礼して着席して読ませていただきます。

テーマは「鴨川の教育的利用について」ということで、意見を述べます。

府民会議に参加し特に意見を出せていなかったのですが、今後転勤により不在となりますので、その中で意見として感じたことを意見書として提出いたします。

鴨川は観光的に重要な場所であり、市民の利用という意味でも大きな役割を持っております。それに加えて、アユやオオサンショウウオなど貴重な動物、多くの水鳥が来る場所として自然環境的にもすぐれた場所です。私は南区に住んでいたのですが、大きな川幅を持つ桂川では死人が出るなど容易に遊ぶことができず、近くの用水路で遊んでおりました。ザリガニやメダカ、フナ程度が生息している程度の場所です。

そこに比べると、鴨川は上流と下流で危険度が大きく変わりますが、上流であれば遊ぶことのできるレベルにあり、自然環境も多様です。そんな鴨川を今後も官民一体でよくしていくためには、鴨川が子供たちにとって身近な場所になることが重要だと考えます。私も参加している「鴨川探検！再発見！」で河川課の方主催で川に入り、子どもと魚をとったり冬には冬鳥を見たりと、多少の教育的側面はありますが、もっと利用できるのではないかと思います。子どもが自主的に川に入り、生き物と触れ合うことで、大人になっても忘れることのない思い出をつくれるような川にしていければ、多様な生態系を持った鴨川を維持していけるのではないかと考えます。

そこで、意見としては、今より多くの親水域をつくれるようにはできないかということをご提案します。親が安心して子どもを川に遊ばせることのできるような場所ができればと思います。安全性が第一であるため、遊ばせることは難しいかもしれませんが、現在もワンドをつくってみたりと実施はしていただいておりますが、十分ではないと思います。

ほかには、防災的側面から河川改修工事を実施していると思いますが、その計画について、過去の暴れ川としての歴史教育を含めて近隣の小学校や中学校の授業の一つとし

て何か組み込むのもおもしろいかもしれません。そういった観点で何か取り組みが生まれればおもしろくなると思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

要するに、親水域を拡充して教育に生かすような形にすれば将来が開けてくるかもしれないという期待のご意見だろうと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日3人の方から意見をいただいたんですが、また次回も引き続きどうぞよろしく願いいたします。

(2) 鴨川基金（仮称）について

○金田座長

議事の2番目に入らせていただきます。議事の2番目は、「鴨川基金（仮称）について」ということでございます。前回にも若干事務局のほうで準備をしていただいて、報告してご意見をお聞きするというような種類のことを申し上げていたと思いますが、そのことにつきましてまず事務局から説明をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野でございます。よろしく申し上げます。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、右上に資料2と記載しております資料をお手元にご用意ください。横ものの資料でございます。今回は、前回の基本的には基金を創設することは賛成であるというご意見を踏まえて、3点のことについてご説明いたします。

まず1点目ですが、お手元の資料で「鴨川の環境保全の取組を推進する団体」、以下、推進団体と申し上げますが、その推進団体の活動イメージ図でございます。これは団体を設立する際に作成する会則とか規約とか定款、そういったところの利用目的とか事業内容となるものをイメージいたしました。団体設立に当たりましてはかなめとなるものでございまして、基金の総額を決めたりする上でも基礎となるものでございます。

まず中央のほうに「鴨川府民会議」、上のほうにございまして、下の推進団体に向かった矢印の途中の四角に「府民意見の提供」と記載してあります。これは、基金の創設も含めて府民会議で意見交換した内容を団体に提供し、団体が事業をするに当たりまして府民会議の皆様のご意見を踏まえて行なうということをあらわしております。

次に、推進団体から下の大きな楕円形の青のところの「府民ぐるみの鴨川環境保全」に向かった矢印の四角に「鴨川環境保全活動のコーディネート・基金設置」と記載してあります。これは、推進団体の右側にある京都府や京都市と推進団体の左側にある地元自治会、企業等との間に入って、鴨川環境保全活動のコーディネーター役というのを行なうとともに、下の楕円形の中央にございますように推進団体に「鴨川環境保全基金」というものを設置。基金から矢印が出ている白い楕円形に書いてあります項目、すなわち右のほうからまいりますと、「鴨川環境学習」「鴨川環境保全調査・研究」「鴨川環境保全維持管理支援」「鴨川の歴史・文化・環境資料の保存・公開」、あと、ボランティアが行なう河床清掃の用具やごみ処理費用などを賄う支援、などを事業目的として推進団体が行なうというものでございます。

次に、推進団体から右に京都府・京都市に向かって双方向の矢印があります。上の矢印は推進団体から京都市・京都府に向かって、矢印の上の四角に「河川美化啓発推進・維持管理支援」とあります。これは、鴨川環境保全基金への寄附が順調に集まるという前提でございますけれども、推進団体が、例えば「鴨川納涼2015」のように実行委員会形式で府市協調で行なう河川美化活動に協力したり、地元要望によりまして河川環境の整備ということで京都府が河川敷に植栽した樹木の維持管理費について、地元自治会や地元企業、団体から提供を受けた資金の一部で支援したりするものでございます。

一方で、下の矢印は京都府・京都市から推進団体に向かって「取組サポート」とあり、また京都府・京都市から下の大きな楕円に向かって「河川環境の整備」とあります。これは京都府・京都市など行政が、河川環境の整備のための工事や植栽を行なうとともに、推進団体に対する寄附の呼びかけや事務手続などの手伝いを通じて、推進団体の取り組みをサポートするというものでございます。

次に、推進団体から左の地元自治会等、企業・団体等に向かって双方向の矢印があります。下の矢印は、地元自治会、企業等から推進団体に向かって「資金提供」とありまして、また地元自治会、企業等から下の大きな楕円に向かって「ボランティア参加」とあります。これは、地元の要望を受けて河川管理者である京都府が河川敷地に植樹した樹木の維持管理について、地元自治会や企業や団体から推進団体の基金に資金を提供していただき、維持管理費の一部を賄うと。それとともに、植樹した周辺も含めて河床清掃のボランティア活動にも参加していただくというものでございます。

一方で、上の矢印は推進団体から地元自治会とか企業等に向かって、「社会貢献評価

(宣伝)」とあります。これは推進団体が、ボランティア活動を行なった地元自治会や寄附を行なった企業の社会貢献に対して、その活動を表彰したり、その活動を宣伝することにより地元自治会や寄附を行なった企業の活動を評価するというものでございます。

イメージ図の意味としては大体このようなものでございます。

それでは、次のページをごらんください。裏面にまいります。このページは非営利法人を設立するとした場合の比較表です。表の左の9つの事項について、それぞれNPO法人、一般財団法人、一般社団法人の内容を記載してあります。

まずNPO法人につきましては、上から5つ目でございますけど、「行政の監督」が「有」となっております。これは、設立に当たって行政の認証を受けなければならないだけでなく、設立後も行政の監督を受けるというものですが、その下の税は「原則、非課税」、定款認証手数料や登録免許税は無料となっております。

ただ、NPOで問題となる点は、上から2つ目の「社員・会員の資格制限」について、「制限できない」ということであります。一般社団・財団は、「理事会等の承認を得たもの」というような資格制限が可能ですが、NPO法人は制限できないため、設立後、設立当初の目的とは全く違った多数の会員が入会する、いわゆる乗っ取りと言われているらしいんですけども、が発生するケースもNPOではまれではないというふうに担当部局のほうは言っておりました。潰すに潰せなくて困っている団体も少なくないということでございます。

次に一般財団ですが、一般財団の問題点としたのが上から4つ目、「資本金・拠出金」で「300万円以上」ないと設立できないと、お金に対して法人格を与えるということです。また、財産に対して法人格を与えるので、総資産が2年連続300万を下回った場合は解散となるということでございます。

最後に一般社団法人ですが、一段目の「社員・会員」について「2名以上」集まれば設立が可能と。一番手軽に設立できて自由がきくという反面、行政の監督もなく財政的な裏づけもない団体だというようなことです。したがって、一般社団法人は社員の頑張りにかかっているということでございます。

最後に次のページをごらんください。また横の資料で「推進団体の設立準備会の設置について」ということでございます。以上の2枚について皆様のご意見を伺った後、今後につきましてはの話なんですけども、皆様のご意見を踏まえて推進団体を設立するために推進団体の設立準備会を設置したいと思っております。構成メンバーは、中央の四角

の2の「構成メンバー」にありますとおり、金田座長や我々府民会議事務局が中心となって設置。3つ目の四角にありますとおり、法人の性格——今説明させていただいたNPOとか一般社団というふうなことですけど——法人の性格とか基本体制、設立発起人、定款の内容、法人設立スケジュール、事務局の設置について決めていこうということでございます。

最後に、これはご紹介だけですけども、上のほうに「回収資料」とございます新聞記事です。一番上の27年9月16日付、これは9月11日に府民会議があったことを記事にさせていただいておるんですけど、前回の府民会議で基金のことについて議論された結果、こういった形で大きく取り上げられているということでご紹介させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいま説明していただきましたように、資料が3枚ありますが一番上の資料では、設立したほうがいいというご意見のある団体がどういう位置づけになるのかという模式的な構想を考慮していただきました。それから2枚目のほうは、そういう団体、非営利法人に相当すると思われるけれども、形としてはNPO法人と一般財団法人と一般社団法人という法的な3種類が考えられるという話です。そして、これから設立準備会を設置して具体的な検討をした上で府民会議にもう一度お諮りして、ご相談したいというような話の構造をちょっと整理していただいたということですが、何かご質問やご意見がございましたら、ぜひお願いいたします。

先に結論を申し上げるのは大変失礼なんですけど、この構想にありますように、きょうご意見をいただいても結論はここで出すわけではなくて、ご意見をいただきました上でそのご意見を踏まえてこの設立準備会のほうで検討して、案をつくりまして、改めてここでお諮りするという構造に持っていきたいなと思っております。そのためにできるだけご意見を承りたいんですが、先ほど事務局に時間の予定はどのぐらいあるのかと言ったら、スタートから含めて1時間近くとれそうだという話ですので、十分にご意見をいただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。あんまり中途半端なことを言って3時過ぎるとぐあい悪いですから、3時5分ぐらい前までにこのご意見のほうを終わって、次のところに入りたいと思いますが、まずはご質問、ご意見をいろいろいただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ご質問があるまでのつなぎで。

はい、どうぞ。

○川崎

先ほど資料2で一般財団法人と社団法人の区別があって、この2つは理事がいて資格制限も可能ですが、ある程度枠組みを決めれば、この2つの違いをどう見るのでしょうか。というのは事務局でもしご検討されているようでしたら教えてください。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

ご質問にありました一般財団と一般社団を選ぶときにどういうふうな形で判断するという事だと思えますけれども、一番判断する材料となるのは、一般財団の場合は資本金・拠出金が300万円以上必要ということで、お金があれば一般財団のほう——もちろん、こういう団体をつくる時に財政的な安定というのが求められますんで——そういった形でまずお金があるかどうかということです。

この基金については一番最初、提案者の美しくする会事務局のほうから、いわゆる河川の整備とかそういうのは、もちろん府議会のご議決を得て防災に対しては全力でやっておりますんで、それでやってもらったらいけれど、維持管理のほうについてはなかなか手が回らないから行政を支援していこうということで、基本的には行政のほうから出捐金とか、そういうのをするという事は前提となっております。ですから、そうした場合にお金があるかどうかというふうなことで、寄附の募集も含めて、もちろん呼びかけは多分行政と一緒にやると思えますけれども、そういった形で最初から300万円のお金が調達できるかどうかというところが、一つのポイントになると思います。

○川崎

国のほうの機関で河川環境管理財団がありますね。そのような財団をつくるようなイメージと考えておけばよろしいでしょうか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

今のところは両方といいますか、一つは、性格としては皆様にその辺のご意見をお聞きしたいんですけど、基本的には河川財団のようなご立派な、お金がバックにあるようなものであればいいと思えますけど。基本的なスキームで、前にちょっと申し上げましたけど京都のモデルフォレスト協会というのがありまして、それは企業のほうとか地元の方に対して、ただ単にお金を出すというだけではなくて、ここでいうところの河川の美化活動とかボランティアにも参加していただいて、お金も出して、それとあと鴨川を

美しくするのを一緒にやっというふうなことです。基金の集め方にもよりますが、一つの考え方としては、そういう情報共有なり意識の共有という意味からでも社団のままでもいいかもしれないなど。

一方、先立つものがないと活動ができませんので、十分お金がたまった段階であれば、安定するのは財団のほうなんで最終的にはそういった形に進んでもいいのかなというふうなことで、今後の活動と実績を見ながら事務局のほうとしては考えていきたいなどは思っております。

○川崎

ありがとうございました。

○金田座長

ほかにはいかがでございましょうか。

はい。

○元橋

元橋と申します。

役員数を書いてあるんですが、これは理事3名以上、監事1名以上となっておりますが、以上、何名ぐらいまで予定されておるんですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

そこら辺がなかなかあれなんですけども、資料の一番最後に入れた決定事項の中に、元橋さんが今まさにおっしゃった内容の構成メンバーとか、理事とか監事も含めてということなんですけど——例えば非営利法人の比較表をごらんいただいて、3つ並んでいるうちの今元橋さんがおっしゃったのは、例えば社員で一般財団法人であれば出資者ということで、役員数のところでいうと評議員3名とか理事3名、監事1名。一方、一般社団法人は社員2名、理事1名となっているけど、大体何名ぐらいになるのかといったお問い合わせだと思います。これは先ほどの設立準備会のほうで最終的には考えて、規模にもよりますし、活動内容、最初は寄附の呼びかけと手弁当でできるようなことをやっていくしかないんですけど、基本的にはこの表はどっちかという2名以上集まればできると。役員数も理事1名以上あればできるということです。お金がなければ、多分最初はこじんまりとした形でいかざるを得ないのかなと思っております。その辺は皆さんのご議論も踏まえて、最初から20人、30人のこと、そういう理事が入るといのもなかなか方向も定まらないかもしれませんので、最初は少数でというふうなことになるん

じゃないかと思えます。

ちなみに、公益社団法人とかを目指すのであれば、社員というよりは理事会を置いたり監事を設置したりしなければならないので、例えば公益法人を目指すというのであれば、理事会には理事が3名必要ですので3名以上、最初は常識的にはそんな形になるんじゃないかと思っております。

以上です。

○元橋

ありがとうございます。

その次、設立発起人の構成メンバーと書いてあるんですが、これはこの府民会議のメンバーの方が主力になってやられるということですか、一応。構成メンバーと書いてるのは。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

設立発起人の構成メンバーというのはこれから設立準備会のほうで、お忙しいところを恐縮なんですけど、金田先生が中心になって私どもと一緒に考えてそれで決めていくわけなんですけど、例えば寄附を受けるということであればそういう経済界の方のお力も借りなければいけなくなるようになるかもしれませんので、それはちょっと今後——ただ、鴨川府民会議の座長は入っていただくどうのこうのも含めて、今後ちょっと設立準備会のほうでその辺を十分検討していただいて、決めていくということです。

現段階では構成メンバーをどうこうというところまでは、今そのために皆さんのご意見がありましたらお伺いしたいということで、今はそういう段階でございますので、この段階で設立メンバーを鴨川府民会議のメンバーだけでやるとか、そういったような内容のことは現在のところはちょっとまだ申し上げることはできないです。

○元橋

ありがとうございます。

特にお願いしておきたいのは、構成メンバーの中に経理士さんとか行政書士の方を入れて、書類をつくるのに大変時間もかかりますしエネルギーもかかりますし、最初に予算の編成もせんなりませんし、来年はこういう予算もつくらんなんらんなというふうなことも全部提出せんなんらんなというふうなんで。資料からいいますと約40ページぐらいありますよね、あの資料。読みますと大変ですから。そういうなんに精通された方がメンバーに選ばれるようお願いしときます。

○金田座長

ありがとうございました。

今の説明資料の3枚目にありますのは、そこに設置の目的や構成メンバー、決定事項という見出しがついていますが、これはあくまで設立準備会で検討するという意味のもので、設置するものがどういう形になるのかはここで検討した上でまた府民会議にお諮りすると、そういうふうに進めたいと思っております。

ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎

先ほど質問し忘れた点ですが、一般社団法人から財団法人を目指すということであるとすると、大きな補助金があれば別ですが、小さな資金から大きく育てようとするのですね。先ほどのご指摘のように一般の会社と同様の形で、資料に記載されている保全調査・研究とかコンサルティング業務とか、会社と同じ収益を上げるような活動があります。例えば専門職の人を雇い、企業的な拡大の業務内容を入れるか、または寄附だけでやるか。もし、寄附だけで運営すると先細りになっていく不安もあります。そのあたりどういう方向でかじを切るかということは、準備段階で考えておく必要があると思います。

○金田座長

ありがとうございます。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

この段階で私のような者がそういったとこまで口を出すというのもあれですけど、一般的には先ほど川崎先生のご指摘のとおり、お金が何ぼ集まっても基金で幾ら助成金があっても、ひもつきであれば3分の1助成で、3の2は払わないといけないわけですから、今日、100億あったとしてもなかなか利子だけではいけないという時代になっております。ですから基本的には、特に府民の皆様と一緒にやって共有したりするためにも、ご指摘がありましたとおりどういった形の事業で、もうけるというわけではないんですけども、ボランティアやるにも必要最低限の実費とかいうのもありますので、そういった形で——なかなかその辺のところうまくいかないで皆さん解散されたりしてる事例も多々聞いておりますが、せっかくなんで、一旦立ち上げるとなるとできるだけそういった形で社会に貢献することを目指すということになりますので、できればそ

ういった形で専門職といたしますか事業をやっていながら基金を活用して、またそれによってある程度、収益ではありませんけれども、活動を維持していくものを得ればなというのが理想的だというのが、一般的に言われているところでございます。

○金田座長

はい、お願いします。

○久保

納涼床の会の久保でございます。ざっくりとしたところで、もちろん法人のどの形態を選ぶのかとかそういったところから今お話をさせていただいて、大体輪郭的にはこういうものだというふうなこともお話は聞いておったんですけども、話を詰めていってざっくりと大体どれぐらいのスパンで設立していきたい——だから、これは今の段階では、1年かかるもんや2年かかるもんや3年かかるもんやわかりませんですね。どういう形で事が進むのかというのがわからないので。最終的に決定しなくてポシャるという可能性も、今の状況ではないとは言い切れないように思うんですけども。大体どれぐらいのスパンで設立をというふうに考えてらっしゃるのか、そういったものは全くないのか、この会議の中でそういったものを詰めていくというような感じに今のところは考えておいたらいいか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

ありがとうございます。

久保様が危惧するといいますか、していただいているように、こういった形の話となると、ただだらと議論だけしてなかなか前に行かないというふうな話もあるかと思いますが、先ほど金田先生からも説明いただいたように設立準備会の設置ということで、設立準備会を立ち上げて、その中で決定事項の一つとして法人の設立スケジュールというふうなことで、そのスケジュールについてもスケジュール感を持つというのが重要でございますので、決定していくということでございます。

なお、担当部局のほうに確認しましたところ、もちろん移行法人であれば一般社団から公益になったのはあるんですけど、いきなり公益法人というのは、公益認定委員会がありますのでなかなかできないということです。一般社団法人は、立ち上げるのに先ほど申し上げた11万円のお金と2人集まればすぐできるわけですから、それは設立できるとして、公益になるには少なくとも1年なり2年の活動を見てやるというふうなことで、こういったことを実現していくには、一般社団法人とか財団法人という手法をとるので

あれば、なるべく早く設立して、寄附の呼びかけなりそういうのも事業の目的の一つに入れて公益法人に向けてというふうな、そういった流れになるというふうに一般的には言われております。

○久保

ということは、できるだけ早く設立したいということなんですね。期限は別に決めずに。で、よろしいですね。ありがとうございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○元橋

先ほどちょっと言い忘れたんですが、こういうふうな団体をつくるに当りまして、これは府民会議ですから府のほうに申請されるんですか、市のほうにやられるんですか。もしかNPOをやると、市にもありますし府もありますし。そういうふうなこともある程度、どちらを大体予定しておられるんでしょうかね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

NPOにつきましては、もしNPOを選択するというのであれば、元橋さんがおっしゃっているような形で主たる事務所の所在地によりまして決まってしまうわけですので、それによって府または市のほうに行くということになります。それはまた設立準備会のほうで、NPOを選択した場合に議論していただくということです。一般社団・財団の場合は、私どものほう定款さえできれば公証人役場で認証さえ受ければ、あとは11万円あれば主たる事務所の所在地の法務局に届け出るだけでございますので。一般社団、一般財団の場合は特に今ご指摘のそういった問題は発生しないかと思われまます。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

この資料を今見てて、あんまり進んでないなとか、意見を言うほどのところまで行ってないなということで、ちょっと私も意見が言いにくいなと思ってるんですけど、この設立準備会というのがまだ発足はしてないわけでしょう。前回の会議が大分前でしたね。だから、設立準備会のメンバーは、この下に書いてある「構成メンバー」という

のが設立準備会のメンバーになるんですね。「金田座長と府民会議事務局が中心となり、鴨川環境保全に係る有識者数名で構成」というのが、設立準備会のメンバーになるんですね。北野さん、そうですね。これがまだ発足はしてないですね。発足はしてないでしょう。

で、きょうこれ1時間とると言われますけど、先ほど久保さんも言われたように、失礼ですけどこの程度の資料では意見の言いようがないですよ。1年をめどにするのか、どういうふうな基金を目指すのか、どういうファンドを、規模が例えば1億円なのか1,000万なのか。それから、1年以内にこれをするのか、先ほど副座長も言われたように収益事業をこの基金で起こしながら永続的にこういう鴨川の保全を考えていくというようなプランニングを立てた原案をここで、皆さんのご意見を聞かせてくださいというのであればこの1時間が足らんと思いますが、この資料だけで、この府民会議でどうなるかわからんことに我々の意見を言うてくれと言われても、ちょっとこれは言いにくいなという気がしますけど、どうでしょうかね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

ありがとうございます。

ただ、私のほうといたしましては、例えば一般社団を選ぶのであれば、真下さんよくご存じだと思いますけれども、早ければ1週間以内に設立できるということでございます。一番肝心なのは、前回いろんなモデルを役所が金を出すということも含めて説明させていただいたわけなんですけど、定款作成に当たりまして、先ほど川崎先生がおっしゃった、真下さんもおっしゃっていますけど、収益事業は何をするのかが一番……。だから、それで皆さん苦勞なさっているわけで、そう簡単に役人が考えてもうかるのであれば民間の人は苦勞しないと思うんですけど、そのあたりが一番ポイントになるのは事実でございます。

ただ、私のほうとしては、一番最初に鴨川を美しくする会の杉江事務局長からご提案いただいた内容が府民会議で——根本的内容、役所は金を出すことがなかなかできないので、災害とかいうのは100億、200億積んで鴨川はもちろんですけれども福知山由良川、桂川やっておりますので、その中で役所はなかなか手が回らないだろうからということで、役所からは金を出さないということで進んでいこうというような形でご提案いただいたわけです。

真下さんがこれだけの資料ではというのはごもっともだと思うんですけど、定款をつ

くる際に、この中で1枚目の真ん中の「府民ぐるみの鴨川環境保全」、その中で白いのも周りに矢印で、「鴨川環境学習」とか「鴨川環境保全調査・研究」とか「鴨川環境保全維持管理支援」とか「鴨川の歴史・文化・環境資料の保存・公開」とか「河川美化啓発活動支援」とか書いてあります、これが一応事業に当たります。

だから、定款を作成するに当たりまして全体的なこういった——それとあと、府民会議も含めて推進団体の左右ということで、真ん中に「鴨川環境保全活動のコーディネート・基金設置」と書いてありますが、このあたりが目的に書けるのかなというふうな話なんですけれども、定款を作成する際の目的と事業を、もしこれ以外にやるような事業があればご意見いただければなということでございます。それと、これはやると足を引っ張るんじゃないかとかお金がかかり過ぎるとか、こういうのは事業としてやらないほうがよくて、こういったことをやればいいんじゃないかとか、その辺の定款を作成する際の目的と事業の参考にさせていただけるようなご意見も、もしいただけたらなと思って今回提案しています。

○真下

そしたら、今のご説明で丸い鴨川環境学習とか鴨川環境保全調査・研究等々ありますわね。これは収益事業になれると考えているわけですか。そうじゃなしに、収益事業とは考えてないんですか。事業の柱をこれぐらい今提案されているというわけでしょう。そしたら、この5つのことが収益事業としても考えられるということとされているわけですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

いや、その辺のところはこれから検討させていただかないといけないというか、先ほど申し上げましたように収益事業というのはなかなか難しゅうございますので、これから工夫しながらやっていくというふうなことです。これはどちらかといいますと事業目的でもありますけれども、目的といいますか、こういった形で府民ぐるみの鴨川環境保全という基金なり団体をつくる際に事業目的の一つともなり得るようなことということで、両方あると思うんです。しかし、今の段階では今真下さんがおっしゃってご指摘されたような具体的などころまでは検討している段階ではありませんので、申しわけないですけど、これが即座に収益事業に当たるかとか、そういったことを今の段階では申し上げることはできません。申しわけありません。

○真下

ですから、全体的な初めのコンセプトをしっかりと立てないかんの違いますかということなんです。だから、それが決まらんと——収益もしながら収益でない部分もあるとか、そういう事業、2つの事業があつて、収益で稼げる部分はこういう事業がありますよとか、ほかのところは社会貢献としてやる事業ですよとか、そういうものを考えてる基金ですよというようなことを、大体こういうプランでこういうふうに考えてるというようなことぐらいを提示いただかんと。そういうものがあるのかどうかというようなことを協議すればよりわかりやすいかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

真下さんのおっしゃるとおりで、それも含めまして今、真下さんにいただいたご意見も踏まえまして、できれば事務局としては早急に検討といいますか設立準備会のほうは早急に立ち上げて、次回3月17日に今度は真下さんのご意見発表をしていただけると思うんですけど、3月17日にできればそういった形が間に合うような形で持っていただけるといいなというふうなことで思っております。ですから、今のようなご意見も含めて、どんどん私どものほうにご指摘なりご指示なりご意見なりしていただければ大変ありがたいと思います。

○金田座長

ただいまのご意見にかかわることで、これはぜひご意見をいただけたらありがたいんですが、今ご質問の対象になっていた一番上のフローチャートのようなものですが、このコンセプトは、新しく基金はつくるけれども事業は従来の事業、いろんなところで行なわれている事業が周りにあつて、それをサポートするようなイメージだと思います、どちらかといえば。ただ、新しい基金としてそういったイメージをきちっと運営できるように考えるのか、あるいは新しい基金を設置するとして——設置したほうがいいというご意見は前にいただいているんですが——やるとして、それが新たな事業をみずからやるべきなのかとか、そういった基本的なところのご意見をいただければありがたいなと思うんですが。

私が見てると、このモデルは、どちらかといえば現在いろんなところで行なわれている事業をサポートしますよという構造になつてくるんじゃないかなと思うんですね。それが鴨川の今後のいろんな整備や環境の改良のために一番好ましいのか、あるいはこの基金が新たな事業を起こしてそれをやるというのが好ましいのか、つまり両方ともあると思うんですね。考えられると思うんです。従来いろんなところでいろんなふうにかけて

やってきたものをサポートするというのも、一つの考え方。それから、従来のままでは不十分だから新しく何かやれというのも一つの考え方だと思うんですが、やはり基本的にどちらのほうに重点を置く構造を考えるべきなのかというようなところについて、ご意見をいただけたらありがたいなと思います。

あと、細かいことはまた設立準備会のほうで検討して、それこそ具体的なご検討をいただける案をつくらないといけませんので、それはそこでやるべきことだと思いますけれども、基本的なコンセプトのところをちょっとご意見いただけたらなと思います。

はい。

○杉江

恐れ入ります。鴨川の会の杉江でございます。

私の本来の提案といたしましては、前回もその以前も述べたと思うんですけども、基本的には、やはり治水工事等々については当然これは事業として管理者の京都府が行なうべきであると。ただ、良好な河川環境を保つ場合、やはりそれなりのお化粧品というか維持管理費がそこそこかかると。また、鴨川の環境保全についてそれぞれ啓発・啓蒙を行なう場合においても、結構費用がかかると思います。それをある程度捻出するためにこういう基金をつくったらどうかということで、私は提案させていただきました。

と同時に、やはり100%そればかりではなかなか運営が難しいと思いますので、ある面から言うたら、蓄積されたノウハウをもとにシンクタンク的な役割を果たすことによって、全体のうちの何割かはそうした事業に転化して持っていったらどうかと。だから、先ほど座長が述べられたように、ウエートとしてはやはりサポートというかフォローアップするというか、そういった面での基金の運用を私はそもそも提案したつもりです。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○土居

私も今、杉江委員のおっしゃったことに大賛成なんですが、この表の中に「府民ぐるみの鴨川環境保全」とございます。最近ちょっと鴨川を定点観測しておりまして、海外のメディアのフィールドワークに使うのにどうすればいいかというのを考えながら随分と鴨川を歩いておりますが、最近気がつきましたことが、海外のメンバーが朝早くラン

ニングしたり、夕方自転車で走ったり、非常に海外のメンバーもふえております。それと観光客、言葉も違いますし、京言葉でない人たち、また海外のメンバーが多いです。

そこで、府民だけに呼びかけるのではなく、それこそインターネットなんかでは世界に発信できますから、私は「鴨川宝くじ」をつくってはどうかというふうに思います。どういう形で宝くじを販売し、どうするのかというのは、私はよくその辺の仕組みはわからないんですけれども、これは収益事業になるのではないかと思います。ある一定の収益事業をしながら、しかもシンクタンク的な環境保全のあり方みたいなものを推進していく。そういったイメージでこの環境保全の活動を推進されればなあというふうに思っております。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。はい。

○川崎

先ほどから収益や事業内容をどうするかというご意見が出ておりますが、やはり真下委員のご意見のように、もしそうするとしても先行きどういうふうにするのかが大事です。寄附だけに頼ると将来先細りで、また寄附も最初に充分集まるかわからない。それで、この手の基金は収益事業や調査・研究に当たるコンサルティング業務の収益事業をやるのが一般に多いと思います。ただし、環境保全や景観などに関するテーマだけで事業収益が確保できるコンサルティング業務というのは建設関係や都市計画の業界でもほとんどないです。基本的な計画業務なので単価が安く大きな収益事業がそれだけでは見込めない。鴨川に限定してしまうとますますそれが難しくなるかもしれず、幅広い河川の環境創造や、土居委員からご指摘のありました観光とか、まちづくり関係に広げられるかどうか。それでも厳しいかもしれませんが、例えば京都市の「景観・まちづくりセンター」のように、市からの補助金もあると思いますが、確実に独立採算のしくみを目指すこと、一つの会社をつくるようなイメージで準備期間を少し長く持って検討したほうがいいのかと思いました。収益事業に舵を切るにしても、相当な準備と目的性をしっかりしないと持続しない気がします。

○金田座長

どうぞ。

○田中

この府民会議との関係といいますか、これからのかかわり方というのをやはりきちっとしておくべきだと思います。その上で、この府民会議はたしか年4回だったですかね、その間にいろいろ準備会などで進められたら、情報の共有ということで何らかの形でキャッチボール、この府民会議とのキャッチボールもコミュニケーションとしてしていく必要があると。そうすることによって、みんなが、今こういう状況で進んでるなって——皆さんなかなか意見が言いにくいということなんですが——それに対してやっと思言えるように推移していくと思いますので、そういう形で進めていっていただきたいと。

それから、これは、簡単に言うと府の今までいろいろな形で苦勞されてこられた経費の負担ということも大きな目的になってると思います。そういった意味で、先ほど座長さんのほうからもありましたように、既存のいろんな形で運動しておられる人々への意味ももちろん大きいし、新しく一所懸命いろんな問題で鴨川にかかわられる方にも、やはりその壁はなくしたほうがいいと僕は思っておりますので、そのときにその議論も加えてしていただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○元橋

鴨川の景観を維持しようと思いますと、非常なお金がかかります。杉江さんが最初こういうようなものを提案されたのは、お金が府だけでは足りないのが現実やと思うんです。それをやるために一般からお金を集めるとかいうふうにして、景観の維持を保ちたいというのが本音だと思います。だから、これをほんとにやるのですと——府の予算がもっとあれば別にこんなこと考えないと思いますけども、私はこうしてNPOみたいなものをつくって、これを見てもみますとNPOつくっておられる方がたくさんいらっしゃいますが、ほんとに苦勞が要ると思います、これつくるのに。だから、その辺のことをよく考えてそういう議論もなさったらどうかなと思います。だから、私はNPOをつくるほうがいいんじゃないかなと、お金は集めやすいと、こういうふうになっております。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見をいただける。はい、どうぞ。

○澤

こういう環境保全とか、そもそもが本来はやっぱり行政がやるべき仕事なんかなの
うのが一つあるんですけど、そんな中で、もしこういう団体が予算をとれたとして河川
環境、特に、何ていうのかな僕は相変わらず魚の話やらもするんやけども、そういう中
で川の中の環境というのを改善しようと思えば、やっぱり河川を加工しなければならな
いですよ。そのときに、今やっぱり僕ら河川工事のときとかにも土木さんとかに、こ
ういうふうにしてくれたら魚がすみやすくなるとか、そういう提案をするんやけども、
こういう予算を使ってそういうことまで土木なり河川課さんのほうが許容していただ
けるのか、どれほど協力していただけるのかというのが疑問です。例えば、川の中に魚が
すめるように護床ブロックなどを置いて魚をふやしましょうとかした場合に、それを置
かしていただけるのかとか、そういうふうな面での協力というのはしっかりいただける
のかというのは疑問に思います。

○金田座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

そういたしますと、いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。考
えるべき課題はかなり出していただいて、これで全てではないかもしれませんが、
まだまだ検討すべきことがあるということを痛感いたしましたので、設立準備会を設
置いたしまして、それで検討して具体的な案をご提案することについてご了解いた
だけたらありがたいな思っております。どういう形になるのかは設立準備会のほうで具
体的に検討して案をつくと。今度はほんとに具体的な議論をしていただけるような案
にしないとだめだと思いますけれども、本日基本的なところのご意見もいただきました
ので、それは非常に参考になると思います。

そういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、この案にありますように座長が逃げるわけにはいきませんので私も
入らせていただきますが、事務局のほうと私だけではちょっとまずいので、よくわかり
ませんので大変恐縮ですが——ほかにもお願いすることがあるかもしれませんが——
とりあえず発案者の杉江委員と川崎副座長と新川委員に入っただけだとありがたい
な思っております。お忙しいところをいろいろとご面倒をおかけしますが、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

そういうことでこの鴨川基金という、今は仮称でございますが、今度は名称も含めて案を、議論してつくりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。この鴨川基金についてという議事は、以上にさせていただきたいと思います。

(3) 鴨川における生物多様性の保全について

○金田座長

3番目でございます。ちょっと急ぎたいと思いますが、「鴨川における生物多様性の保全について」というのが議事の3番目でございます。これにつきまして、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○島（京都府環境部自然環境保全課主査）

京都府自然環境保全課の島と申します。

今日は、河川課から話題提供ということで依頼がございまして、鴨川の生物ですとかその上流の森林の荒廃のような話をするようにということでございます。ただ、鴨川は非常に奥深くて私が全部お話しできるようなものではありませんので、今年6月に発刊いたしました『京都府レッドデータブック 2015』というのがございますが、このなかで鴨川がどのように表現されているのかというような形でご紹介させていただきたいと思います。

まず自然環境保全課なんですけれども、どのようなことをやっているかといいますと、希少種の保護ですとか外来種の対策。あと、自然観察会のような自然との触れ合いの推進。それから京都府の歴史的な自然環境保全地域とか自然環境保全地域、12地域あるんですけれども、こういったものの保全。それから国定公園ですとか府立自然公園、また自然環境の調査など、このようなことを所管しております。鳥獣被害対策は森林保全課になるんですけれども、それ以外の自然環境部門をやっております。

本日の内容ですが、レッドデータブック2015に取り上げられております鴨川の姿ということなんですけれども、まずレッドデータブックのご紹介とそのなかの鴨川の事例報告ということで、鴨川の希少種、人とのかかわり、生態系の被害、それより上流の森林の荒廃といったことのご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、京都府レッドデータブック2015です。初版は2002年6月に発刊いたしました。それから13年たったんですけれども、京都の生態系や自然の状況がかなり変わってきたということもありまして再度調査をいたしまして、ことし6月、京都府レッドデータブック2015ということで発刊いたしました。

一般的にレッドデータブックといいますのは、絶滅のおそれのある野生生物というのが

対象になってくるんですけども、京都府版では、その生存基盤である地形・地質ですとか、自然生態系、そういったものも含めて表現していこうというようなものにしてあります。今、1冊ずつそれぞれ回覧していただいているんですけども、この京都府のレッドデータブック、4巻セットになっております。第1巻が野生動物編、第2巻が野生植物・菌類編、第3巻が地形・地質・自然生態系編、第4巻が自然環境目録というリストになっております。

掲載内容ですけども、まず野生動物、野生植物・菌類の野生生物なんですけれども、ここにあります16分類群を対象にしております。合計1,935種のデータが載っております。4巻のリストのほうは自然環境目録ということで1万3,076種のリストが載っております。その16分類群なんですけれども、哺乳類から始まりまして鳥類、は虫類とずっといきまして、植物に至るものが対象になっています。この赤字になっているところは2002年版にはなくて、2015年版に初めて含めた分類群で、車軸藻という藻類の仲間と地衣類が追加されております。まだまだもっとたくさん分野があるんですけども、今のところはこの16分類群を対象にしているということでございます。

地形・地質につきましては、第3巻ですけども208件載っております。目録のほうは620件のリストが載っております。対象としては地形と基盤地質・鉱物、被覆層・化石、自然現象と、そういったものが対象になっております。

自然生態系のほうは、重要植物群落162群落が載っているんですけども、それ以外にも人間-環境系の歴史的側面ということで、6つの論文を載せております。希少種が生まれてきた背景というのはどういうことだろうということを、この論文の中で表現したというものでございます。これは第3巻の後半に載っております。

作成の経過ですけども、平成23年から26年まで4カ年で調査をいたしました。検討委員会ということで野生生物の専門委員会、地形・地質分科会というのがございまして、それぞれ調査者がおられます。野生生物77名、地形・地質14名、自然生態系7名ということで、約100名の先生方にご協力いただいでつくってきたというものでございます。ここに写っておりますのは桂離宮なんですけれども、現地調査もやっております、合同現地調査ということで各分野の先生方に出でいただいて、桂離宮の自然を総合的に調べようというところの写真でございます。

野生生物編の掲載数の変化ということでございます。レッドデータブックにはカテゴリーがございまして、「絶滅種」は京都では絶滅した種、「絶滅寸前種」ということで、京都で絶滅の危機が非常に高い種、「絶滅危惧種」「準絶滅危惧種」「要注目種」と、上に

行くに従って絶滅の危険が高いというものでございます。

2002年版では1,597種だったものが2015年版では1,935種、338種増えたのですが、そのうち42種は先ほどの車軸藻類と地衣類になりますので、この差が純粹に増えた分ということになります。こちらの方を見ていただきますと、2002年版で絶滅種、つまり府内で絶滅したと思われていたものが100種あったのですが、95種に減っております。これは差し引きがございまして、21種が再発見されており、新たに16種絶滅したことがわかっておりますので、差し引き5種ということになっております。

次に絶滅寸前種と絶滅危惧種、これがいわゆる絶滅のおそれのある種ということなんですけれども、809種が966種に大幅に増加しております。特に維管束植物ということで種子植物とシダ、これが45%増で急激にふえております。これは後でご説明させていただきますけれども、主にシカの食害が、原因になっております。あと、準絶滅危惧種と要注目種がございまして。要注目種は、今後動向を注目すべき種ですとか情報が不足している種と、そういったものが含まれております。

円グラフを見ていただきますと、希少種となっている主な原因は開発です。開発による生息・生育地の改変ですとか消失、それから森林の伐採、人工林化ですとか草地の刈り取り、こういったものがやはり希少種にはインパクトが大きいというものでございます。続いて、乱獲です。密漁、盗掘、業者やマニアに採られる。それから里山の放置ということで、放置された薪炭林がどんどん遷移していくですとか、湿地が乾燥化していくと。それから水質汚染や農薬汚染。

2002年版にはなくて2015年版で初めて出てきたもの、それがここのシカ食害ですね。下層植生の食害、これは単に植物を食べるだけではなくて、そこにすんでいる昆虫ですとかネズミなどの小型の哺乳類、大きくはカモシカなんかも食べるものがなくなってどんどん追いやられているというような、近年、非常に大きな影響を与えています。あと、外来種との競合や捕食、遺伝子汚染。踏みつけですとか車の乗り入れ。主に海岸とか河川敷ですけれども、そういった立ち入り。その他ということで大気汚染、空気中の湿度の低下、そういったものが原因になっております。

これが今、回覧しております4冊セットと普及版ですね。それから、ホームページでも公開しております。キッズ版ですとか、レッドデータブックと自然環境目録の用語検索ができるようになっております。それから、セミナーなんかをやりながら啓発をしているというようなこととございます。

よくレッドデータブックをつくるだけじゃ仕方がない、絶滅しそうだなどというのがわかるだけだなどと、言われることもあるのですが、もちろん、保全対策もやっております。

平成19年に「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」というのができております。これは、国では種の保存法という法律があるんですけども、絶滅のおそれのある野生生物を守る体系、そこは一緒なんですけれども、京都府条例の場合は絶滅の危機から救うための手だてやルールを定めるという点と、もう一つは、保全団体と行政、研究者が協働して保全の取り組みを行なう、それを条例の条文の中に含めているということが特徴になっております。

まずこの制度ですけれども、指定希少野生生物というのを指定します。これに指定されましたら、捕獲・採取、殺傷・損傷、所持・譲渡、陳列・広告の禁止、巢の破壊・損傷の禁止。この赤くなっているのは、種の保存法にはなくて京都府条例にはあるという独自措置になっております。

現在25種が指定されております。哺乳類・鳥類・両生類、特に魚とか貝、植物が一番多いですけれども、こういった25種が指定されて捕獲、殺傷など先ほどの規制がかかっているというものでございます。

具体的な保全対策なんですけれども、府が計画を立てるんですが、府民の方が指定希少野生生物を守っていくのを府が支援するということを目指している制度ですので、保全団体を登録いたしまして、その保全団体に地域協定というのを結んでいただきます。地権者ですとか農林業団体ですとか、そういった仲間をふやして保全を進めていこうと。それに対して、府も補助金ですとか情報提供ですとか技術支援、そういったことをして支援していきながら一体となって保全をしていくと。それをモニタリングしてまた計画に生かしていくような制度にしております。

現在、登録団体になっていただいている団体はこれだけありまして、一つは亀岡のアユモドキですね。亀岡・人と自然のネットワークというところがございまして活動いただいております。舞鶴の青葉山レインジャー隊のオオキンレイカ、それから長岡京市の乙訓の自然を守る会のオグラコウホネ、京田辺市のやましる里山の会ですとか木津川市の鹿背山倶楽部、こういったところがカスミサンショウウオの保全活動。それから、やましる里山の会はフナバラソウ、レンリソウという植物、これも河川敷などに生える植物です。あと南丹市の美山産官学公連携協議会、京都市の雲ヶ畑・足谷人と自然の会というところがベニ

バナヤマシクヤクの保全活動をやっておられます。

こういったところに対して補助制度ということで支援をしていくんですけれども、こういう団体に生息調査ですとか外来魚の駆除、密漁パトロール、観察会、間伐、子ども向けの学習会といったことをやっていただきながら、保全を進めていくというような仕組みになっております。

あと、生息域外保全というのをやっております。京都府レッドデータブック掲載の希少種ですけれども、やはり希少種は、生息する地域が限定されていたり、非常に脆弱な環境に生息・生育していることが多くあります。万一災害などでそこが消滅すると完全にいなくなってしまう。そういった緊急時に備えるという意味で、府立植物園と京都水族館のバックヤードで育成をさせていただいています。簡単に育てて返しますというものではなくて、あくまでも緊急時の対応ということなんですけれども、そういった活動をしながら万一の場合に備えているというような取り組みもしております。

以上が全般的な話です。次から「鴨川の希少種」ということで挙げさせていただいております。これは、鴨川にすむ希少種を全部挙げるというのは非常に難しく、と申しますのは、希少種の場合、生息地を公表してしまうと乱獲に遭ったりしますので、ごくごく限られたものしか公表できていないということで、ここでは鴨川で生息しているということが公表されているもののみをご紹介します。

魚が多いです。ホトケドジョウ・カネヒラ・シロヒレタビラ・カワヒガイといったものが載っておりますけれども、この青字で示しているもの、これは開発ですとか環境の改変による影響です。それからこちらの赤字の方は、それ以外の外来魚ですとか農薬の影響、そういったものが原因になってきます。例えばホトケドジョウでしたら、圃場整備ですとか水路整備の影響が大きいというものですし、農薬が流れてしまうと非常に絶滅のおそれが高くなると。そういったことが載っております。

カネヒラ、これは絶滅危惧種ですけれども、河川改修ですとか産卵母貝——こういうタナゴの仲間は貝の中に卵を産みつけまして、その中で育って出ていくので、二枚貝がなければ生きられないというものでございます。それを産卵母貝というふうに書いておりますけれども、そういったものが減ってくる。あと外来魚の影響。それから、特にこういう婚姻色が出る種は非常に飼育や販売目的の乱獲が多くて獲られやすいというものですので、そういったものも非常に影響しています。シロヒレタビラ、これもやはり産卵母貝の減少ですとか外来魚。カワヒガイは、ワンドの消滅ですとか用水路のコンクリート護岸、こういった

ものが影響しているようです。あとは似たようなものですが、アジメドジョウですとかアブラボテ・ズナガニゴイ・アカザといったものが、それぞれ何らかの影響によって少なくなっているというようなものでございます。

この辺に書いてありますけれども、最近よく新聞に載ったりテレビに出たりしているアユモドキも、1930年までは鴨川の四条あたりに生息しておりました。つまり、アユモドキの生息に適した環境が鴨川に残っていたという証拠になるというものでございます。1930年以降は情報がなくて、当時の環境庁の第2回自然環境保全基礎調査に記載がありますが、1978年の調査ではもう既になくなって久しいというようなことで書かれております。現在は桂川水系の亀岡周辺しか残っておりません。岡山にも生息しておりますけれども、今や全国2カ所だけになっております。

それ以外には甲殻類、ヌマエビですとかモクズガニですね。それから昆虫もあります。コオナガミズスマシ、カゲロウの仲間オオトゲエラカゲロウ、イマニシマダラカゲロウ、そういったものが、それぞれ何らかの要因で減っているというようなことが載っております。

次に、レッドデータブックの第3巻は、先ほども言いました希少種が生まれた背景というようなものが載っているんですけども、「鴨川と人の関わり」ということで載せております。これ、大阪府立大学の中村教授がこういった研究をされているんですけども、昔の写真で、人と自然・地域共同体との関わりがどのように変化してきたかという研究をされております。

こちらの写真は、昭和17年の賀茂川の出町橋付近となっております。ここで子どもたちが遊んでおります。ふんどし姿ですね。ふんどし姿で、ここにお二人寝転んで遊んでいる方がおられたり、この辺に二人ぐらいおられます。服がぬれて泳いでいたことがわかると親に怒られるので、裸で泳ぐ子が多かったとあります。こちらは昭和32年ですけども、出雲路橋付近の状況です。子どもが手に持っているのが石箕、石箕で魚をすくうとうまくとれたという、この後、子どもたちが大人になったときの証言です。次が昭和36年です。川を堰き止めたところや堰の下などに深いところがあって、泳ぐことができた。上賀茂付近です。また、友禪染の写真も残っておりまして、これは昭和30年です。出町付近の賀茂川ということで、こちらは友禪染洗いです。こちらは友禪染を干しているところ。そういった写真も残っております。こちらは昭和32年の写真になります。

次に「鴨川の生態系被害」ということで紹介させていただきます。まず、今問題になっ

ておりますのがチュウゴクオオサンショウウオとその交雑種です。日本のオオサンショウウオ、これは特別天然記念物なんですけれども、外来のチュウゴクオオサンショウウオが、かつて鴨川に放たれまして、在来種と交雑してしまいました。それも、鴨川ではほとんど9割以上が交雑種になってしまっているということが、これは京都市の文化財保護課が調査をずっとされているんですけれども、わかっております。そもそもこの2種は性質が違いまして、ともに原産国では希少種なんですけれども、人為的に持ってこられたために外来種になってしまいました。日本のオオサンショウウオは比較的緩やかな河川のところにおりますけれども、チュウゴクオオサンショウウオは原産国では溪流にいます。非常に気が強い。交雑種になると更にこの2種よりも大きな体になって、さらに気が強くなるというようなことが、鴨川で起こっているということでございます。

捕獲した個体ですけれども、外来種は戻せませんし、在来種も戻してしまうと次代が交雑をしてしまうので、京都水族館ですとか兵庫県にございますハンザキ研究所、こちらのほうで一時飼育をしているというような状況でございます。

次に鴨川で問題になっていることということで、外来魚の影響というのが非常に大きいものがあります。このオオクチバスとかブルーギルが大部分でして、この写真は鴨川というよりも琵琶湖疏水なんですけれども、疏水で獲れたものです。疏水の浚渫の時に琵琶湖側の水門を閉じて水を引くんですけれども、水が引いた際にたくさんの魚が取り残されるわけです。その中で拾い集めたものでございます。こちらはドイツゴイです。食用にうろこを減らして育てている改良したものということで、うろこが何枚かしかないちょっと奇妙な感じのコイです。それとかガーパイク、大きくなると1mにも2mにもなるようなそういった外来魚がたくさんおりました。

あとニシキゴイ。よく放生会やイベントなどで、川にニシキゴイを放したり金魚を放したりというのをされる場合がありますけれども、やはり河川の在来の生き物に対する影響というのは非常に大きくて、金魚などは赤いので目立ってすぐ鳥に食べられてしまうという話もありますが、写真のようにニシキゴイなどでは生き残るものもあるようです。それによってどういうことが起こっているかという、ブルーギル、オオクチバスなどの外来魚と同じように在来魚や昆虫、水生生物、そういったものを食害したり、すみかを取り合ったりします。このほかにも写真にはないんですけれども、外来のタイリクバラタナゴは、ニッポンバラタナゴと交雑したりして、遺伝的な攪乱が起こっているなど、生態系への悪影響が外来魚・飼養魚というのは非常に大きなものがあるということが言えると思います。

次が野鳥などへの餌づけについて。これは日本野鳥の会京都支部がつくられた資料ですが、鴨川でも餌付けが結構やられております。この写真では餌付けづけということでパンをまいているわけですね。カモがたくさん集まっています。やっぱり水鳥が集まってくるとトビなんかはこれを襲いにくるんですけど、トビは棒で追っ払っておられます。あと、ドバトへの餌づけですとかヌートリア、ここまでするとほとんど手から食べておりますので、かなり人慣れをしております。

餌付けをすることでどういうことが起こるかといいますと、やはり異常繁殖をいたします。特定の種が異常繁殖しますと生態系のバランスを崩すおそれがあります。トビなどに餌づけをしますと、人の食べ物を餌というふうに認識しますので人が持っているものを襲うと、そういったことが起こってまいります。健康被害とありますけれども、これは人間ではなくて動物の健康被害です。高カロリーや味の濃い食べ物、そういったものを与え続けると、野生の生き物の健康というのが非常に悪化するのではないかというようなこともあります。餌付け対策をどうしていくのかというのが非常に大きな課題であると思います。ただ、保護を目的とした科学的根拠に基づく餌づけというものもございます。例えばタンチョウであるとかそういったものは、こういう餌づけとは全く違うものですので、別のものとして考える必要があると思います。

最後に、「鴨川上流の森林荒廃」ということです。

1つ目は、ナラ枯れ被害というのが今だに多く入っております。平成3年ごろに久美浜あたりから被害が発生しまして、どんどん南下しているんですけども、こういったナラ類、シイ・カシ類の樹木がどんどん枯れていきます。特徴は、フラスという木くずを発生するわけですね。この虫は、まずオスが木に侵入します。オスが入って集合フェロモンを出し、ほかのオスですとかメスを呼び集めます。メスがナラ菌という菌を伝播して、その菌が木のなかで蔓延することによって、枯れてしまうといわれています。葉っぱが赤茶けて落ちずに立ち枯れしてしまうので、見ればすぐわかります。木のなかで子どもが生まれてくるんですけども、その子どもが翌年には成虫になって、木から飛び立って周囲に広がっていきます。府内をどんどん南下しております、現在は府南部地域での被害がひどく発生しております。対策としましては、まずは樹幹に虫が入らないようにすればよいということで、ビニールを幹に巻くとか、これは木を伐採しまして玉切りをして、この中で薬をまいて駆除しているんですけども、こういった対策をしながらやり過ぎしていけば、数年たてばこのあたりからいなくなると。それまで頑張っただけでこういったことでやり過ぎすとい

うような処置をしております。

最後にシカの食害です。やはりシカの食害というのがひどくて、このように下層植生がなくなります。そうなりますと、土が流れまして土砂流出に伴う倒木なんかが起こります。もしくは、シカの角研ぎ跡ということでこの写真に角を研いだ跡がありますけども、木がやられたりします。また、シカがより好みをして食べていきますので、シカの好まない植物、こういったアセビなどの毒性のある木ですとかシダの仲間といったものを食べ残すので、そればかりの山になってしまうというようなことが起こっています。

根本的な鳥獣被害対策の所管は森林保全課になるんですけども、当課では、保護区など貴重な生態系でシカの防護柵などを設置しております。これを見ていただきますと、ここに柵がございます。柵の外には全く植物がありません。つまり、これだけ食べられてしまっているということですね。植生を一部だけでも残しておく、——これをノアの方舟というふうに表現した学者の先生がおられますけれども、食べ尽くされたら全く種も尽きて次の世代がなくなるわけですが、とりあえずこういった柵をして種子を残していけば、この植生は残っていきます。将来、シカが少なくなったときに、この植物が核となってどんどん周りに広がって戻っていくことを期待して、こういった柵の設置を進めております。

次は、河川課がこの12月4日に現地に行かれたときに撮ってきていただいた写真です。今日来ていただいている志明院さんで撮らせていただいたもので、これを見ていただきますとシカの好まないシダの仲間、そういったものだけになっております。かなり食べている状態ですね。こちらのほうも下層植生は何もなくなっております。そうなりますと、これ流れておりますけれども、下層植生がないので山に水を蓄えることができにくくなって、土砂が崩壊しているような状況も起こっております。こちらのほうは後継樹、この木の子どもが全くありませんので、一体次の世代のこの森林はどうなるんだろうかというような状況になっております。

以上、鴨川について京都府レッドデータブックの中で、このように表現されているというご紹介をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問とか。はい、どうぞ。

○杉江

この源流域、特に雲ヶ畑エリア、鴨川流域の北山山系のほうはかなり荒廃が進んでおります。それで、今現在シカ、サル、それからイノシシですか、どの程度生息してるかわかりますか。よろしくをお願いします。

○金田座長

お願いします。

○島（京都府環境部自然環境保全課主査）

シカだけ数値を確認してきております。シカの推定数ですけれども、府内で3万6,000頭から4万4,000頭ということになっております。これは多分に過小評価ではないかというように感覚的には思っております。捕獲目標を一応決めております。メス1万2,000頭。なぜメスカといいますと、オスは幾らとってもどんどん増えてしまいますので、メスを優先してとることによって一気に減らせるというようなことで目標が置かれております。

ただ、この1万2,000頭が非常に達成が難しいと聞いておりまして、実際はシカは増加傾向にあるという状況であると聞いております。なぜシカが増加傾向かというところなんですけれども、いろんな説がありますが、ハンターが非常に減っているというのが一つあります。要は、獲るか、もしくは冬に死なないと減らない。冬に死ぬというのはどういうことかといいますと、昔でしたら雪解けのころには子ジカがたくさん死んでいるというのもありましたけれども、近年は雪が少なくてシカが死ななくなった。さらには、道路のり面などに外来の草が年中生えていると、冬も枯れずにエサになってしまい、生き残りやすくなったといわれています。

そういったものですとか、これも一説にということなのですが、例えば田んぼのあとの「ひこばえ」という刈り取った後に草が生えてくるもの、この生産量を研究された方がおられまして、これがものすごい餌量になるということです。そういったことで、冬にシカが死ににくくなったというのが2つ目の大きな原因ではないかというふうなことで言われております。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○杉江

それと、先ほどお話の中で駆除という話も出ておりましたけども、そこまで到達してない

ということと、私も源流のほうをずっと見てまいったんですが、電気のワイヤーを張ったりとかネットとかありました。けれど、根本的にああいう山が荒廃してると、一度この府民会議で上流のほうに視察で行ったときもかなり山の崩壊が進んでおりまして、今も写真が出ておりましたけども、恐らく雨が降ったら土砂とともにどンドン鴨川に流れ込んでる状態やと推測されます。それで、一体いつになったら崩落がとまるんかと。それと、今の荒廃した山がいつになったら戻るんかということ。これ根本的な何か打開策を見つけない限り——中州・寄り州の問題も、非出水期では皆さん御存じのとおり環境に配慮した土砂のしゅんせつというのを京都土木事務所がやってくれてますけど——恐らくこれは永遠に続くと思います。イタチごっこやと思います。

ですから、根本的に北山山系を保全ができる山に戻すにはどうしたらええかということを実践になって考えん限り、ちょっと雨降るだけですぐ土砂が流れ込んでそれこそ毎年大変な状況やと思われま。ですから、できればもう少し長いテーマで北山山系の森林保全ということも考えて、できれば次年度から森林保全の有識者をこの委員のほうに入っただき、今の山の現状、そしてまた昔のように水質保全の良好な山に戻すにはどうしたらええかということ専門家からいろんな話も聞き、なおかつ先ほどの話のシカの食害とか、イノシシも恐らく出てると思います、それからクマもいると思いますけどもそういったほうの、これは全国的にいろいろとテレビなんかニュースをやっておりますけどもそういった面も——できれば、猟友会ですか、いろいろと聞くと高齢化で人数が減っているとも聞きますけども——そういった人の現場のお話も聞くことによって、我々としては打つ手がなかなかないと思うんですけども、できれば京都府してまた京都市として長期的な展望で北山山系の森林保全ということを検討していただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

真下委員、手を上げておられましたね。

はい、どうぞ。

○真下

質問ですけど、捕獲されたシカはどうされるんですか。シカとかイノシシもいるんですかね。それは殺傷してしまうんですか。

○島（京都府環境部自然環境保全課主査）

森林保全課の所管なんで、私でどこまでしゃべっていいのかというのがあるんですけども、基本的には全部、銃で撃つのか、おりでとってとめ刺しをするのかというようなことになりますので、殺処分になります。

○真下

殺処分にするわけですか。

○島（京都府環境部自然環境保全課主査）

はい。

○真下

そのシカとかイノシシなんかは有効活用みたいな、いわゆるイノシシであればイノシシ鍋とかそんなものがありますね。そういうものには使わないんですか。お肉として活用するとか。どういうよう食料になるのか知りませんが、シカ肉も食べる場合があるか知りませんが、そういう活用を考えていくというようなことはあるんでしょうか。

○島（京都府環境部自然環境保全課主査）

動きとしては、地域によってはそういう活用をされているところもございます。そういう施設なんかをつくって、イノシシだけではなくてシカなんかも肉として利用するというようなことはあります。私が聞いたところによりますと、品質というのが非常に大事で、例えばおりでとってしまって、もしくはくくりわなでとってしまって鬱血をさせてしまうと、生臭い肉になってしまってとても食べられないと。そういったことも含めて、うまくとらないといけないというようなこともありまして、非常に難しい課題ではあるということもございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

ご多忙の中、きょうはありがとうございます。

先ほどから気候変動という言葉が出てこなかったんですが、温度の上昇、特に夏の暑いときに、以前よりはだんだん37度とか8度とかという大変な高温が続く夏の時期に、いわゆる温帯地方の植生が弱りますよね。どうしても余り長く暑い日が続くと。例えば、広葉樹などは葉っぱが全部きつい直射日光を受けますから、多分弱っていくと思うんですね。その上に先ほどから問題になっているように下草が全部なくなってしまうと、地面、我々は裸地というんですけど、地面に直接の暑い熱が——僕は下草は物すごく生態系で大事な機能

を持ってると思うんです。

というのは、暑い直射日光の夏の光を一旦遮断したり地質を守ったり、樹木の根っこを守ったり、いろんな多様な機能を持ってると思うんです。それがなくなってしまうと、木の弱り方が加速されるのではないかと。先ほどのカシノナガキクイムシですか、ああいう問題も出てますけども、結局先に樹木が、幾ら樹木があってもそれだけの下草のないところの樹木はやっぱり衰えていくのではないかと。その衰えたところに逆に虫が入りやすいのではないか。僕の意見でもあるし専門家の意見でもあるんですが、それが続くとますます深刻なことになるんですが、とりあえず今のシカの問題、何とかシカの駆除を本格的に本腰を入れてやってもらわないと、実は北山あるいは僕とこのお寺の境内でもカシの木が弱ってきてます。

だから、温暖化、気候変動の問題は大きな問題ですので一地域で片づけられる問題ではありませんけども——この河川会議でまさかシカの食害を議論するとは僕も以前は思いもしなかったんですが、これは森にも影響してきますし、森は母でもあるし川に影響を及ぼしますから、逆に川も母になるわけです。ですから、この森と川の生態系の母体というのは今ほんとに世界的な問題でもあるんですけど、特に足元を見た場合、鴨川にとってはわずかに桂川まで30キロの距離なんですけど、何とか——40年間雌ジカをとってはならないという狩猟法も大きな問題だったし、日本の森からオオカミがいなくなったということも大きな問題でしょうけども、何とか植生だけは少しずつでもいいから復活できるような手だてを、根本的な手だてをひとつ行政のほうでプロジェクトとかしっかりしたものを組み込んでやっていただいて、特に森林、今おっしゃったように森林保全課の方もほんとに本腰入れてやっていただきたいと。でないと、いろんな意味で大きな影響が出てくると思ってますので、よろしくそこはお願いしたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

○中村

鳥の話じゃないんでちょっとおこがましいんですが、京都府の鳥獣保護員、現在「緑の指導員」と言っていますが、を20年ほどやらせてもらっている関係で、ハンターさんと一緒に行動してるんで、ちょっと意見を言わせてください。

シカの被害はすごいです。どうしようもない状態で、鳥獣保護法の枠もかなり緩やかに

なってきました、去年からでしたか、本来なら猟期 11 月 15 日から 2 月 15 日までしか猟はできないんですけれど、それ以外で有害鳥獣捕獲というのも認められてはいるんですが、その有害鳥獣がほとんど 1 年間シカは撃ってもいいというふうなところまできてるんですね。

でも、撃ったシカをどうするかって先ほどおっしゃいましたけど、撃ったシカは撃った人が持って帰らなアカンのですよ。埋めたりそこで解体してほっといたり、そういうことが全然できないんで、ハンターさんが高齢化してきてるのもですが、負担なんですね、かなり。それで、利用することはできないんですかっておっしゃいました。それは行政も物すごく一所懸命、何とかシカ肉——シカカレーやらかてテレビでもコマーシャルしてますよね——シカを食べましょうとか一所懸命言ってくれてはるんですけど、今の私たちは舌が肥えてますから、明らかにお肉よりおいしかったら食べるけど、そうでなかったら食べないですよ。そんなん、売れないし、友達も喜んでくれないし、家族も、「とってきたって知らんで。」っていうふうな感じ。だから、とりたくないって言わはるんですね、ハンターさんも。一所懸命、京都府のほうはハンターさんをお願いしてるんですが、高齢化と需要がないというのが一番大きな原因じゃないかなと思っています。

でも、一方で被害はふえる一方ですよ。で、環境省が新しく考えたのが、鳥ガール、狩猟ガールっていうのを一所懸命募集してます。若い女の子に、ハンティングしませんかっていうところで、ちょっと問題が違うんじゃないかなと思うんですけど、若い人たちがライフルを持って山を駆けずり回るようになったら、これ考え方によってはすごく怖いですよ。子どもたち、課外活動すごくふえてきてます。高齢者が多いんでハイキングとか、東海自然歩道とか年がら年中歩いてますよね。地球温暖化に伴って冬も暖かいですから。そこで清滝のほうとか高雄のほうでも、サルの駆除といってライフルをバンバンやられたら、ほんまに怖いですよ。山へ行くときはなるべく派手な服を着ていってくださいね。

というお話ですが、参考になりましたでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。

はい。

○真下

今の説明でシカの活用とかイノシシがありますけど、やはりこれからの時代は新しい——それやから捨てておくと埋めたらいいとかいうんじゃないしに、京都府さんのほうで農林部とかそういう研究部門がありますよね。そやから、食品として干し肉として使うとか、

例えば京都から発信できるようなそういうベンチャー性のある干し肉とかカレー、先ほど言われたようにシカのカレーで使えるような何かうまみをつけたような京都発の有効活用みたいなものを、京都府のほうでシカを有効活用して行って企業と提携していくとかそういうものにつなげていくと、単なる殺傷とか捕獲でなしに京都府の経済が活性化していく、そして環境の保全にもつながると。そういう視点を、やっぱりこれからの時代は持っていくべきじゃないかと思うんですよ。

ですから、ぜひ京都府さんのほうでもそういう部分のところを、しっかり新しい視点で考えていただければありがたいなと思うんですけど。よろしくお願ひしたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

問題の深刻さと、一朝一夕になかなか解決方法が見つからないという難しさと、両方が浮かび上がってきたと思いますが、ちょっとのんびりしておりまして時間が窮屈になってまいりましたので、先を急がせていただきたいと思います。

(4) 第5期メンバー公募について

○金田座長

議事の4番目、5番目、6番目、7番目、8番目というのは、こんな乱暴なことをしていいのかどうか、座長失格かもしれませんが、ちょっと乱暴ですけど、公告的な意味もありますから一緒にやっていただけませんか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野と申します。引き続き説明させていただきます。お手元に資料4をご準備ください。

「鴨川府民会議メンバーの公募について」ということで、ちょっと手違いにより皆様にお知らせするのが遅くなり、大変申しわけございません。1枚目のこの資料は、平成27年11月20日付で記者発表したものでございます。下段の2の応募要領のところをごらんください。応募できる方ということで、まず①、通称「住所要件」とっておりますけれども、今回からより広い範囲の方に応募していただけるように住所要件を緩和しております。他府県にお住まいの方でも大学生で京都府内に通学している方や、2行目に書いてありますけれども、京都府内で河川美化ボランティア活動をしている方も対象にして募集しております。

次に、皆様に関係する⑥、一番下のほうでございますけれども、2期以上鴨川府民会議

メンバーに選任されていないことが要件となっております。つまり、現在の第4期の公募メンバーのうち第3期のメンバーでありました、本日ご欠席ですけど飯塚様と西野様のお二人については残念ながら応募資格がございませんが、その他の方は応募資格がございますというふうなことであります。

裏面のページにまいりまして、真ん中ぐらいの(3)応募期間ということがございますけれども、27年11月24日から28年1月12日までということでもまだ若干時間がございますので、よろしく申し上げます。この応募に関しまして、詳細をお聞きになりたい方はこの会議が終わってから事務局のほうにお問い合わせいただくということで。次にカラー刷りの2枚目は、ホームページ掲載を初め、大学などの関係機関に配布したものでございます。皆様はもちろんですけれども、皆様のお知り合いで鴨川府民会議のメンバーとしてふさわしい方がいらっしゃればご周知いただければと存じます。

(5) 鴨川上流域における環境保全対策について

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

ちょっと急ぎ足であれなんですけど、次に資料5をお手元にご用意ください。それと、「回収資料」というふうに新聞記事がつづつてあります資料の2枚目、京都新聞さんの記事を借りて説明させていただいて恐縮なんですけど、その2つをご用意ください。

まず、回収資料のほうで見ていただくのが一番わかりやすいんですけれども、2枚目の27年12月1日付の京都新聞なんですけど、写真でござんいただいているように大きな鉄柱、後から図面でもござんいただきます山幸橋のところから上流に約30mか40mのところの左岸に、写真のとおり大きな鉄柱が河川内に流出したということです。新聞でいいますと下段のところの真ん中ぐらいに、「府河川課は」とありますけれども、「不法投棄された可能性もあると見て下鴨署や京都市とともに11月中旬、現地調査した。」ということで、鉄柱は縦、横ともに45cm、長さが12mで推定2.5tというふうな大きなものでございます。

新聞にもありますとおり、7月下旬に京都府がパトロールしている際に発見して、一応治水上問題がないことを確認しながら調査しておりましたけれども、不法投棄の可能性もあるということで、ボランティアで2回河床清掃を行なっていただいた鴨川を美しくする会の立ち会いのもと、京都府警、京都市、京都府の三者で合同調査を行ないました。現在捜査中のため詳細は報告できませんけれども、原因を徹底的に調査し、原因者が発覚すれば原因者の責任で速やかに撤去していただくということにしております。

次に、先ほどご用意いただいた資料5をお手元にご準備ください。「鴨川上流域における環境保全対策について」でございます。昨年度に廃棄物の撤去を行ないましたが、施工予定の880mのうち500mは撤去いたしました。380mが残っているため、今回その残区间について、来年の1月から3月までの間で撤去する予定ということでございます。平面図の左が下流側で、青字の「H26年度」と記載してあるところが撤去済み、赤字の「H27年度」と記載してあるところが今回の施工箇所でございます。

裏面にまいりまして、「第3回鴨川源流域河床清掃実施計画(案)」についてでございます。京都府の撤去工事は、表のほうでは3月初旬と書いてありますが、遅くとも3月中旬には完了するだろということで、その後、京都府が撤去工事を行なった場所について、人力で撤去できるものを対象に、鴨川を美しくする会さん主催で第3回目のボランティアによる河床清掃を行なっていただくことになりました。計画案では、ちょっと上のほうにあります「協力」というところで、第1回、第2回に引き続きまして鴨川府民会議も協力するということが記載させていただいております。

(6) 鴨川ギャラリー整備について

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

次に資料6、「鴨川ギャラリー整備について」という図面でございますけれども、この資料をお手元にご用意ください。

平成26年度予算の御池大橋右岸の鴨川ギャラリーというのは、11月1日に除幕式を行ないました。本年度、平成27年度予算の鴨川ギャラリーは、今見ていただいている整備箇所図上段の赤丸で「H27」と囲った出雲路橋左岸で設置を予定しております。

裏面をごらんください。上段が平成26年度予算で整備いたしました御池大橋右岸の除幕式の様子でございます。ちょっと小さいんですけども、左から4番目、中央付近です、鴨川府民会議から川崎副座長——左の1人目、2人目は職員なんですけど、3人目の女性の方が鴨川を美しくする会来賓の古村会長で、4番目がうちの川崎副座長です。その横が鴨川を美しくする会の杉江事務局長、その横が鴨川納涼床協同組合の久保様、その横が公募メンバーの長山様、最後に京都鴨川ライオンズクラブの元橋様ということで、府民会議からはこのメンバーにご出席いただいております。

なお、11月1日は鴨川を美しくする会の定例クリーンハイクが行なわれておりまして、日本鳥類保護連盟の中村様はクリーンハイクにご参加いただいております。

次に、中央から下段にかけてが平成27年度で整備いたします出雲路橋左岸のギャラリー

一の整備についてでございます。そこに書いてありますように、テーマは「鞍馬街道と京の七口」ということで、資料は準備しておりませんが、出雲路橋は江戸時代の1654年には存在していたようでございます。現在の出雲路橋は1983年につけられたということで、出雲路橋というのは、京につながる代表的な出入り口である京の七口の一つ、鞍馬街道の出入り口に当たりまして、鞍馬口とも言われておりました。これにちなみまして、今回のテーマを「鞍馬街道と京の七口」に設定いたしております。

なお、回収資料の3枚目、11月4日付の新聞ですが、平成26年度予算で整備いたしました鴨川ギャラリーの様子が報道されております。

(7) 鴨川ふれあい空間について

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

次に資料7です。鴨川ふれあい空間のアンケート結果について説明させていただきます。

○桑場(京都府建設交通部都市計画課公園担当副課長)

失礼いたします。都市計画課公園担当の桑場でございます。失礼して座って説明いたします。

それでは、資料7に基づきまして説明させていただきます。皆様御存じかと思いますが、昨年の11月1日に市川海老蔵様の公演を行なうということにしておりましたが、当日につきましてはあいにくの雨天のため、急遽、知事と市川海老蔵様のトークショーに切りかえて開催したということで、今回、市川海老蔵様のご好意もありまして、改めまして今年度10月24日に開催することができたという状況でございます。

なお、当日は天候にも恵まれまして昨年度の一般応募の当選者130名、また改めて今年度募集しました一般応募の当選者149名、計279名の方にご参加いただきました。また、本府民会議の委員の皆様におかれましてはご出席を賜りましてありがとうございました。

また、当日にかかわらず舞台の設営から運営等におきましては、ここにご在席の杉江様を始め鴨川を美しくする会の皆様にご尽力賜りました。この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

それでは、アンケートのご説明をさせていただきます。先ほど申しました一般応募の参加者279名の方を対象に、後日アンケート用紙を郵送し、11月30日時点で220名の方からご回答いただいております。また、アンケートの説明に先立ちまして、2ページ以降に円グラフ等詳細なものをつけております。ただし、この場でお断りとしましては、複

数回答とか未回答者がおられますので、必ずしも合計が220にはなっていないということでご理解よろしくお願いいたします。

それでは1ページに戻っていただきまして、1ページに基づきまして概要を説明させていただきます。まず年齢や性別につきましては、やはり今回は伝統芸能、歌舞伎舞踊ということでしたので、年齢層が比較的高かったかなと思っておりますし、市川海老蔵様ということで、やはり女性の方が約8割ということが多かったと思っております。また、「お住まいは」ということで聞いていますが、ほとんどの方、約7割の方が京都府内から来ていただいております、約2割程度は他の都道府県からも来ていただいております、遠くからも来ていただいていると思っております。

今回のような「伝統芸能の公演を行なうことについて、どう思いますか」ということにつきましては、基本的にもともと応募されて来ていただいておりますので、ほとんどの方が「良い」ということでお答えをいただいておりますが、「悪い」とおっしゃっておられる方も少数ではおられるということでございます。

その中で「良い」という理由につきましては、今回の一つのテーマとしまして言っておりました「歌舞伎発祥の地」ということで、やはり「京都・鴨川らしい」という意見が最も多くて4割程度だったと。次いで「鴨川の魅力の一つ」にもなると。「賑わいができる」「観光資源になる」という順番でございました。

また、「悪い」ということの意味につきましては若干おられたんですが、基本的には「通行の支障」ということでございました。やはり、当日、通路自体は確保していましたが、相当幅、鴨川の高水敷を制限しておったことから、そういった懸念を持たれておられるのかなと思っておるところでございます。

また、イベント回数につきましては、「年に1回」「年に数回」というあたりが9割以上ということで、それほど頻繁に毎月とか毎週とかいうことではないと思っております。また今後のイベント内容につきましても、やはり先ほども言いましたようにもともとが伝統芸能の歌舞伎舞踊ということでしたので、今後とも歌舞伎発祥の地である鴨川で歌舞伎舞踊とかの「伝統芸能」ということが一番目でありまして、続いて「音楽」ということでございました。

これ以外に、その他の自由意見も多数いただいております。ただ、その中で今回につきまして多くの方から、よかった、楽しかったということ意見を言われておりまして、私も当日おりましたが当日も大変喜んでいただいているということで、主催した側とし

ましては開催したかがあるというふうに考えております。しかし、その中でも、今回のような伝統芸能の落ちついたものはいいけども、やはり大騒ぎになるようなイベントは控えるべきだという意見も、少数ではありますが見受けられましたので、そういったものはやはり注視していかないといけないと思っておるところでございます。

また、参考に一番最後の裏面のほうに昨年度のときのアンケート結果もつけております。ただ、対象の半分が前回と同じ方にとってありますので、全くというわけではありませんが、やはり傾向としてはほぼ同じだったかなというふうに思っております。今回のアンケート結果、またこれまで4回やってきておりますので、同じようにアンケートもとりながら引き続き検証・検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(8) 鴨川四季の日について

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

引き続きまして、最後に資料8をお手元にご準備ください。「鴨川四季の日について」ということです。秋の実施結果ということで、先ほどの市川海老蔵様の鴨川ふれあい空間以外に、10月25日に第40回鴨川探検！再発見！「秋の鴨川ウオーク」ということで、小学生と保護者の方30名程度にご参加いただき、水辺の自然観察会を行ないました。11月1日には平成27年度鴨川定例クリーンハイクと、先ほどごらんいただきました鴨川ギャラリーの除幕式を行ないました。

裏面にまいりまして、冬の方はこれからなんですけど、今年度の「鴨川四季の日～冬～」についてです。期間は28年2月21日から28日ということなんですけども、各種のイベントはこれからホームページ等で発信しようと思っております。次の資料のほうで、「鴨川探検！再発見！」第41弾「冬の鴨川水辺の野鳥観察会」ということで、きょうも来ていただいている日本鳥類保護連盟の中村様にお世話になって、27年12月23日、日曜日と書いてありますが、申しわけありません水曜日の祝日でございます。もう応募は締め切ったんですが開催する予定でございます。

最後の青色の「鴨川子ども会議」ということで、これも終わってしまっているんですけど、12月16日、今週の水曜日に御所南小学校で行いました。そこにありますように、うちの京都土木のほうからは山本という主査、賀茂川漁協からはきょうお見えになっている澤代表理事、日本鳥類保護連盟京都からは中村副会長様、こういった形で、子どもら4年生全員220名に対して、どうすればよりよい鴨川になるだろうということ子ども

たちに質疑応答してもらって、最後にアドバイスするというごさございました。

回収資料の一番最後の京都新聞のほうに12月17日木曜日付でその様子、これは賀茂川漁協の澤代表理事が説明している様子が写っております。子どもさんがいろんな疑問を示す中で、一番下の段なんかに書いてありますけれども、アドバイザーとしてそういった漁協とか京都土木とか鳥類保護連盟からアドバイスするというごさございました。

中村副会長、一言。

○中村

失礼します。鴨川子ども会議というのは私の長年の夢でして、やっと今回、澤理事とか京都府土木の山本さんに協力していただいて実現することができまして、この場をかりてお礼申し上げます。

鴨川子ども会議、何でそんなやりたかったんやって聞かれそうなんです、実は私は50年以上前から鴨川を父に手を引かれてお散歩してると。それから、ずっと加茂川中学校へ往復歩いて通ってたんです、30分ほどかかって。それぐらい鴨川に入り込んでたんですが、現在はこういう野鳥のことにかかわるようになって、また鴨川をてくてくと、現在は車ですけど、巡視をさせてもらったりそういう活動をさせてもらってます。

先ほど小林さんでしたか、鴨川の景観なんかを守っていくという意思を発信する場を積極的に持ったほうがいいというふうにおっしゃいました。ほんとに大賛成です。私は総合学習で4年生、5年生、6年生の子どもを担当させてもらってるんですけど、特に御所南に関しては4年生の子どもたち、現在220人ですが——きょうここにお父さんもいらっしゃいます——に、ずっと鴨川をテーマに授業してるんですね。もう私10年近く御所南へ通わせていただいているんですけど、ずっと鴨川をテーマにそれをほんとに掘り下げて、先生の指導がいいと思うんですけど、鴨川のことを徹底的に話し合おうというふうな感じの会議なんです。

そこで私のできることなんて大したことじゃないんですが、それを続けてるうちにやっぱり鴨川の生態系の問題——子どもは魚が大好きですから魚の話、野鳥の話——そうすると河川整備のところで、「えっ、何で」というふうな問題が出てくるわけです。これは一緒に机の上に子どもたち並べて話し合いをするのが一番いいと思いつつ、なかなか実現しなかったんですが、今回初めてそれを実現させてもらったのが鴨川子ども会議なんです。私はその会議の中で、子どもたちの意見をきょうのこの鴨川府民会議で皆さんに報告するからって約束したんです。今回、どうしてもこの子ども会議のことをこの

場で報告してほしいというふうに河川課のほうに無理をお願いしました。

何が言いたいかというと、こういうふうな鴨川の情報を発信する場はいろんなところにあると思うんです。きょうは若い方もいらっしゃるし、ぜひ子どもたちの総合学習というふうなところにも積極的にかかわっていただいて、こういうふうな形を京都府のいろんなところでとることができたら、それぞれ鴨川だけではなくいろんなことに子どもたちが、勉強以外のことになるかもしれませんが、そういった世界にかかわるきっかけづくりになるんじゃないかなと思います。

どうもありがとうございました。澤さん、ありがとう。

○金田座長

どうもありがとうございました。

16時までと書いてあるのがほとんど16時を過ぎてしまいました。何か是非ご質問したいというのがございましたら。

はい。

○澤

これだけはちょっと聞いておきたいんですけども、5番の上流の産廃現場の問題です。これ、新聞の回収資料のほうに載ってるこの鉄骨ですけども、そもそもどこから来たんかというのは、おおよその考えで言うと、この写真に載ってるまさにその後ろが崩れてるんですが、ここの上にもともと置かれてたんじゃないかというのが一番可能性が高いと思うんですね。そやし、崩れる前に今の産廃を積んである土地に何が置かれているかというような調査とかを、ことし、ことしっていうか年度変わるけど、来年にやる分に関して、ことしの反省などを踏まえて今後、土木としては次の工事において前回と違う改良点とか、何か気をつけるとこなんかはちゃんと意識しておられるのかというのを聞いてみたいです。

○金田座長

ありがとうございます。

先ほども、現在捜査中なのでということで発言を控えられておりますので、今のご意見はお聞きいただけると思います。

○澤

それはいいとして、ことしやられた工事において、やった効果とかやった後の検証はいろいろされてると思うんですけども、多分僕が目から見たら反省点の塊みたいなもんや

と思うんですね。前回の工事が。だから、それについて、前回こうであったからことしはこういう対策を考えながら工事を進めていこうとか、そういうことが何か案をお持ちかと思ってね。何も考えずに、また前回と同じやり方で進められるなら、僕は徹底的に問題点を洗い出したいと思います。

○金田座長

今の捜査中の話ではないわけですね。

はい、どうぞ。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

これはとりあえず今回工事の全体の予定を示したものでございまして、業者さんのほうもまだ決まってないとなかなか具体的な話も言えませんので。前回の反省点というのが、澤さんの反省点と私らの反省点と全くイコールということがあるかどうかわかりませんが、もちろん先ほどご指摘のあった護岸の終わった後のところに通じる部分も含めて撮影等もやっておりますし、業者さんが決まった段階で、工事に入る前にまた調整しながら反省点のすり合わせといたしますか、そういったところも含めてやらせていただきたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。短くお願いします。

○真下

これは結局持ち込まれたんであれば、前に元橋さんが言われたようにカメラの設置をぜひねえ。街道の道はわかってるわけでしょう。狭いとこなんやから。そやから、カメラを入りに設置すれば持ち込んだ業者というのはわかるわけですよ。必ず。ですから、カメラを1カ所でいいですから入りに設置すればそこを通行した自動車がわかるわけですから、そこに設置して犯人といいますかそれを追求して、そして撤去さすだけやなくして、罰則を厳しくするというようなことを徹底してほしいと思いますね。これ、同じことを繰り返してるようでは情けないです。

○金田座長

今のご指摘も、恐らく程度の差はあれ全て共通した感覚だろうと思いますので。

本日は最初のほうに時間をとって後のほうがはしょりぎみで失礼いたしました。予定の時間がきました。ぜひ発言したいという方がございましたら手短かにお願いしたいと

思います。

はい。短くお願いします。

○田中

きょうは島さんがおいでなんで、一言だけ。今、鴨川の水中生物で特に魚で一番元気、元気といいますか主流はどんな魚が一番——先ほどから絶滅危惧種だとか寸前とかって言っておられますけれども、今元気に生息してる魚を一つか二つ、あれば教えていただきたいと思います。

○中村

澤さんが一番よう知ってる。魚やったら澤さんでしょう。

○澤

僕が答えるんですか。いません。すいません、一言で片づけてしまいまして。現実がこれですんで。うちは努力はしてますけど。

○田中

いないんですか。

○澤

自然な形で元気にいるものはいないです。

○金田座長

いろんなご意見もあろうかと思いますが、本日は予定の時間もまいりましたのでここで中断しまして、また次回もお願いしたいと思います。次回、意見発表をしていただく方々もどうぞよろしくお願ひいたします。

それから、先ほど申しましたように基金の設立のための準備会のほうでも検討を進めたいと思いますので、その点を改めてご報告しておきます。

それでは、どうも本日はありがとうございました。よろしくお願ひします。

○徳元（京都府建設交通部理事）

金田先生、ありがとうございました。

本日の鴨川府民会議はこれにて終了したいと思います。

次回でございますが、来年の3月後半を目途にというふうに考えておるところでございます。また、詳細が決まりましたらご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど金田先生からもありましたように、次回も公募メンバーの方からの意見発表、

残りの方に意見を発表していただくこととしておりますので、該当の方におかれましては準備方よろしくお願いたします。

冒頭にも申し上げましたが、回収資料につきましてはそのまま机の上に残していただければと思います。

本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

[午後 4時06分 閉会]